

史跡米子城跡における
植生管理のためのゾーニング
(案)

米子市文化振興課

令和6年8月

1. 史跡米子城跡における植生管理のためのゾーニング作成に至る経緯と目的

史跡米子城跡は、「史跡米子城跡保存活用計画」（平成29年策定）及びその内容をふまえて整備の方針を定めた「史跡米子城跡整備基本計画」（平成31年策定）、「史跡米子城跡整備基本計画～三の丸編～」(令和5年3月策定)において、樹木の伐採、剪定等適切な管理を実施し、その管理にあたっては、貴重な植物などを自然環境にも配慮し、継続的な取組が必要であるため、その方策について学識経験者等の指導助言を得ながら検討するという方針が策定された。これに基づき、史跡米子城跡整備検討委員会で専門家・有識者の指導助言を得て活用・整備を実施している。米子城跡をとりまく植生については、米子市街地中心部に位置しているにもかかわらず多様な在来種が見られ、市域本来の暖温帯照葉樹林特有の植生を保持している。ただし、現在の植生は廃城後に形成された植生であると考えられる。また、長年にわたり適切な樹木管理が行き届かなかったため、石垣等の遺構や登城者の安全を脅かす危険木も随所に認められる。近年は突発的な自然災害による倒木や斜面崩壊も増加傾向にあり、特に平成29年1月から2月にかけての豪雪による倒木を契機に、植生管理の必要性が強く認識された。そのため、平成29年度以降は、石垣などの遺構に対する支障、登城路の安全阻害に対する支障、景観・眺望に対する支障となる樹木を継続的に剪定・伐採している。その結果、市内各所と天守台との双方向の眺望が良好なものとなり高評価を得た一方で、面的な伐採や斜面の露出、搬出困難な伐採木の現場留置といった状況に、植生への影響や安全及び景観上の懸念の声も寄せられた。こういった事態を受け、良好に残された城郭遺構の保存・活用とともに、希少動植物を含む自然環境の保全にも配慮した植生管理のためのゾーニングを策定することになった。

2. 植生管理のためのゾーニングの位置づけ

「米子市まちづくりビジョン」（令和2年3月策定）においては、市の将来像「住んで楽しいまち よなご～新商都米子の創造に向けて～」を実現するための基本目標のひとつに「5 歴史と文化に根差したまちづくり」が掲げられて~~いる。さらにこの目標を達成するためのおり~~、まちづくりの基本方針のひとつには「5-1米子城跡の保存・活用・整備と魅力発信」が示されている。

また、「米子市まちづくりビジョン」の基本目標「5 歴史と文化に根差したまちづくり」をめざして、文化財を適切に保存・活用し、次世代へ継承していくための総合的計画として、「米子市文化財保存活用地域計画」（令和5年策定）が作成されている。

史跡米子城跡の保存・活用・整備等に関しては、「史跡米子城跡保存活用計画」において文化財としての価値を後世へ確実に継承していくための基本的な~~考え方方針~~が定められ、~~活用、整備、運営、体制等について方針と方策が示されている。~~また、この「~~史跡米子城跡保存活用計画~~」に基づいた整備を実施するため、「史跡米子城跡整備基本計画」において整備の理念と方針、具体的な計画が示されている。

史跡米子城跡に係る植生管理については、「史跡米子城跡整備基本計画」において方向性が示されている。本ゾーニングは、これに基づいて具体的な方針と措置を示すものである。

史跡米子城跡における植生管理のためのゾーニング

3. 基本方針と措置（対象：史跡指定地内）

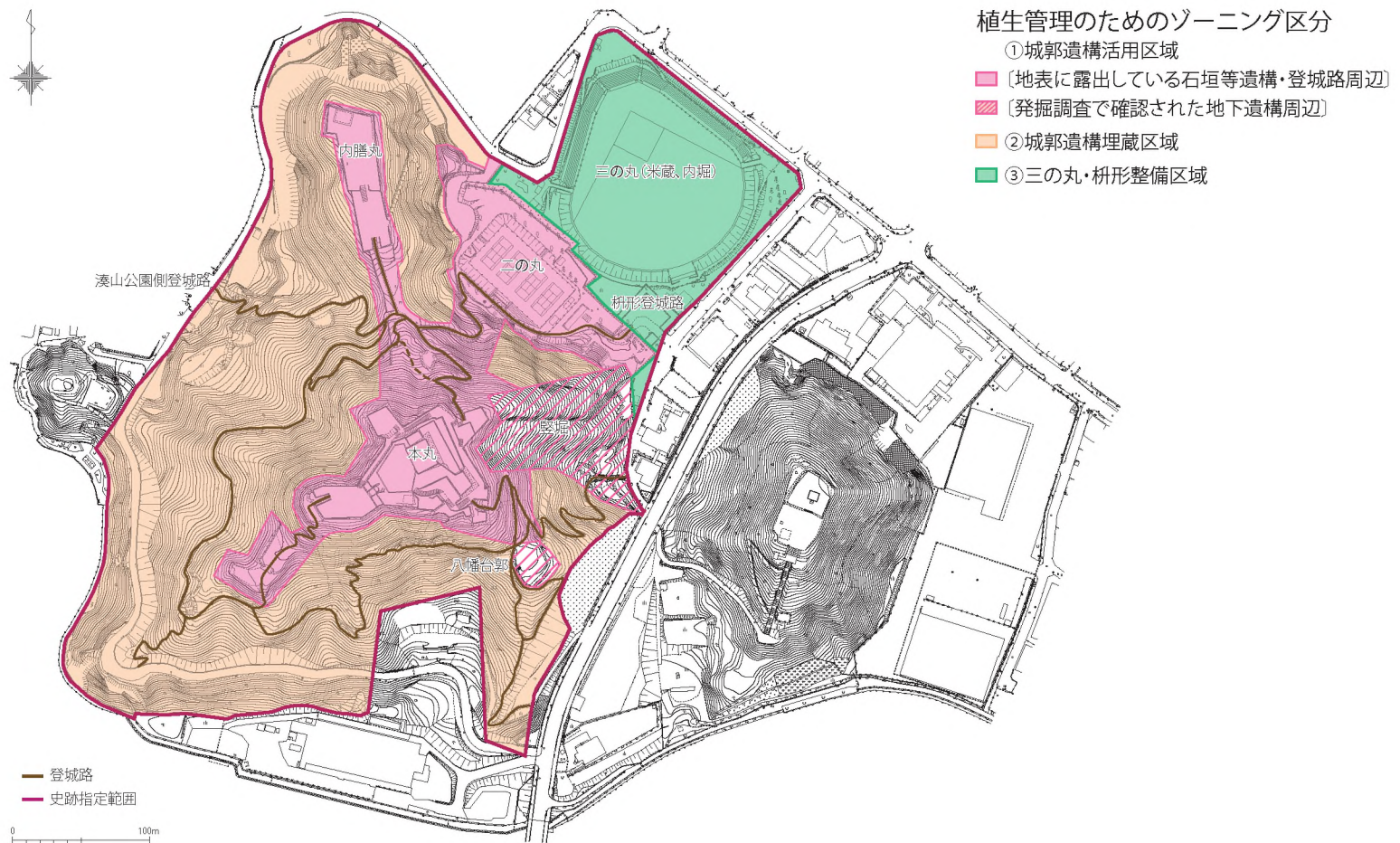
区域	区域の特質	地 点	保全・保護対象	基本方針	植生管理のための措置
① 城郭遺構活用区域	石垣、郭、礎石、土塁等の露出遺構が良好に残されている中枢域であり、 市内各所との双方向の良好な眺望が可能な区域 遺構の保全、来訪者への安全確保、遺構の可視性の復元と維持のための適切な管理が必要な区域	本丸、二の丸、内膳丸等の遺構が露出している場所とその周辺	地表に露出している石垣、郭等の遺構 および眺望の確保	米子城跡の本質的価値である石垣等の地表に露出している遺構を保全、活用する。積極的に植生を管理して樹根等による遺構の破 壊 損を回避するとともに、 市内各所との双方向の視認性を向上させ来訪者の安全を確保し、近世城郭としての景観の回復・維持を図る。	○ 石垣の保全のため、石垣から2～5m程度を目安に樹木を伐採するとともに石垣面の草木を除去する。その範囲は、保全対象とその周辺地形等の状況から適切に判断する。特に傾斜地の場合は地形と保全対象との関係を入念に検討して範囲を決定する。 ○ 市内各所との双方向の眺望確保に必要な範囲内においては、可能な限り計画的に剪定・伐採を実施し、樹木が必要以上に成長しないように管理する。 ○ 過去に植林したサクラ類や登城者に木陰を提供するような有用木等の伐採については現地の状況を踏まえて個別に判断する。また、枯死した樹木は危険性に応じて伐採し、原則更新しない。
		登城路（枅形登城口～本丸との間）	登城者	登城者の安全確保に悪影響を及ぼす樹木は、現地の状況を踏まえて適切に管理する。	○ 登城路周辺は、路面に張り出してくる周辺樹木や高木の倒木・落枝を未然に防ぐため、登城路から2～3m程度を目安に剪定・伐採する。 ○ 近年は、猛暑の期間が長期化しているため、登城者に適度な木陰を提供できるよう、現地の状況を踏まえて剪定・伐採木を選定する。 ○ 伐採木の選定にあたっては、伐採後の日照条件や風向きの変化による登城者及び希少動植物への影響について専門家の意見も踏まえて判断する。
		豎堀、八幡台等発掘調査で確認された地下遺構のある場所	発掘調査で確認された石垣、豎堀、郭等の地下遺構	遺構を地中に保存して後世へ継承するため、成長した樹根や土砂の流出等により地下遺構に悪影響を及ぼす恐れがあるときは、状況を注視して適切に植生を管理する。	○ 発掘調査等により伐採した場所において、過度に成長した樹根がにより遺構を破壊を防ぐためすることのないように、定期的な除草・剪定・伐採により草地あるいは低木化した状態を維持する。 ○ 樹木が繁茂している場所は、高木化や倒木等により遺構へ悪影響が生じないように樹木の状態を注視・管理する。 ○ 土砂の流出が発生している場合には、遺構の破壊が進行しないように対策を講じる。
② 城郭遺構埋蔵区域	地中に米子城の遺構が埋蔵されていることと併せて、絶滅危惧種、準絶滅危惧種を含む希少な動植物をはじめとする多様な植生が広がる貴重な自然環境が残されている区域	山腹	地下に埋蔵されている遺構	豊かな自然環境を市民や来訪者の憩いの場として提供できるよう、米子城跡の歴史的価値向上に向けた石垣、郭等の発掘調査に伴う樹木伐採を実施する際には、一自然環境にも配慮して取り組む。 米子城跡の歴史的価値の向上に向けた発掘調査に必要な樹木伐採等の際は、引き続き豊かな自然環境を市民や登城者に提供できるように配慮して取り組む。	○ 史跡の価値を向上させるための調査に伴い剪定・伐採等の植生変化が必要なを実施する場合は、登城者の安全及び希少動植物の保護等に配慮する。 ○ 眺望確保のために剪定・伐採が必要とされたな場合は、必要最小限の範囲内において実施する。 ○ 発掘調査等により新たに遺構を顕在化した場合には、当該遺構とその周辺を城郭遺構活用区域とする。
			動植物		○ 現在の植生を極力活かし、豊かな自然環境を保全するため、史跡整備で必要な場合を除き、一度に大規模な植生の改変は避ける。 ○ 剪定・伐採に際し、生態系の保全策をとった場合は、広くその事例を紹介する。ただし、希少動植物等は保護に細心の注意を払い、盗難や乱獲などにより失われることがないように、それらの情報提示には一定の制限をかけることも検討する。
		登城路（湊山公園側登城口～内膳丸との間）	登城者	登城者の安全確保に悪影響を及ぼす樹木は、現地の状況を踏まえて適切に管理する。	○ 登城者の安全を脅かす可能性がある登城路周辺の樹木は、城郭遺構埋蔵区域であっても必要に応じて剪定・伐採を実施する。
③ 三の丸・枅形整備区域	発掘調査で米蔵跡等が確認されている整備区域	三の丸、枅形	地下に埋蔵された遺構	「史跡米子城跡整備基本計画（三の丸編）」に基づき保存・整備に取り組む。	○ 「史跡米子城跡整備基本計画（三の丸編）」に基づき保存・整備に取り組む。

区域にかかわらず共通する事項

対象	方針	対応
史跡および公園管理・自然災害	市街地に隣接した貴重な史跡・都市公園として緑地の保全に努め、適切な管理を行う。	○ 史跡・公園としての適切な管理のため、現地の状況を踏まえて定期的に除草を行う。 ○ 植生や地形に自然災害等により想定外的大幅な変化が生じて登城者の安全や遺構の保全、希少動植物の保護に支障をきたした場合には、現地の状況を踏まえて柔軟に対応する。 ○ 緑地の保全を考慮し、伐採の際には極力皆伐を避ける。
希少動植物	希少な動植物に関する啓発を市民等に行うことにより、身近な自然の豊かさを認識してもらい、後世まで大切に伝える意識の醸成を図る。	○ 専門家や情報保有者と連携を図り、剪定・伐採・除草作業従事者とも情報を共有することにより、希少な動植物の減少防止に努める。 ○ 遺構保全や登城者の安全のための伐採によって希少種への影響が回避できない場合は、専門家や情報保持者の意見をふまえ、可能な限り移植等の措置により保護するに努める。 ○ 希少植物の調査等により史跡に現状変更が生じる場合には、米子市教育委員会の許可を得なければならない。 ○ HP掲載や、動植物自然観察会等により希少動植物の周知・啓発を図る。 ○ 絶滅危惧種・準絶滅危惧種等希少種の保護に細心の注意を払う。盗難や乱獲などにより失われることがないように、それらの情報提示には一定の制限をかけることも検討する。
伐採木	伐採に際しては、事前の周知に努め、伐採した木は、原則として速やかに現地から搬出する。	○ 伐採の際には、市HP掲載や現地表示等により周知を徹底する。 ○ 伐採した木は原則として速やかに搬出する。搬出が困難な場合には、転落等の危険が発生しないよう、安全や自然環境に配慮しつつ景観を損なうことのないように現地留置する。
急傾斜地	斜面における適切な植生管理および斜面の保全等の防災対策に努める。	○ 高木や老木は、斜面崩壊を引き起こす可能性があるため、植生を適切に管理する。 ○ 斜面崩壊防止のため、斜面の樹木を剪定・伐採する際には地形と保全対象との関係を入念に検討して専門家に相談したうえで判断する。

植生管理の実施体制

- ・ 史跡米子城跡保存活用計画および史跡米子城跡整備基本計画に基づき実施内容を検討し、史跡米子城跡整備検討委員会に諮りながら適切な管理を行う。
- ・ 専門家、動植物情報保有者と協議・連携し、管理にあたっては伐採・除草作業従事者等とも情報を共有する。



史跡米子城跡における植生管理のためのゾーニング図（令和6年8月）



年度	地点	伐採理由
平成29(2017)年度	1	雪害による倒木、崖上法面に落下した危険木
	2	石垣に樹根が影響
	3	石垣に樹根が影響
	4	登城路に被さる危険木
	5	周辺 施設からの長年の要望、倒木
平成30(2018)年度		三の丸～本丸双方の眺望確保
令和元(2019)年度		麓の施設からの要望（平成29年度から継続）
令和2(2020)年度	1	石垣保護
	2	二の丸・三の丸～本丸双方の眺望確保
	3	鉄門～米子駅・9号線双方の眺望確保
令和3(2021)年度	1	石垣保護
	2	石垣保護
	3	法面・登城路に対する危険木（倒木・根返り）
	4	二の丸・三の丸～本丸双方の眺望確保
	5	法面保護、眺望確保
	6	中海側の眺望確保
令和4(2022)年度	1	登城路に被さる危険木
	2	眺望確保、危険木
	3	9号線～本丸双方の眺望確保
	4	石垣保護
	5	深浦側～本丸双方の眺望確保

史跡米子城跡における過去の伐採事業実施地点(平成29年～令和4年)